

【研究ノート】

菅浦文書を読み直す

—滋賀大学経済学部附属史料館での調査事業について

青柳周一

はじめに

現在、筆者が研究代表者を務める共同研究グループは、科学的研究費助成事業（基盤研究（B））「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究―中・近世村落像の再検討」（二〇一二～二〇一五年度）による助成を受けて、「菅浦文書」（一一五八点、中世分は重要文化財）の再調査と、関連史料の調査・翻刻および公開のための作業を進めている。また、再調査にあたってはこれまで公表された研究文献（著書・論文・自治体史）を網羅的に収集し、菅浦文書研究文献データベースも構築しているところであり、最終的には一般公開に供することを予定している。菅浦現地での史料調査（阿弥陀寺で保管されている近現代史料など）も、年に数回実施している。

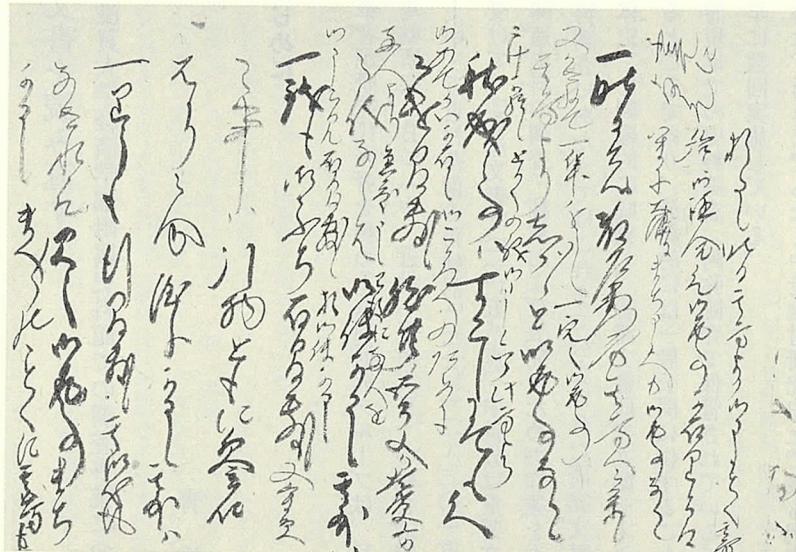
菅浦文書は、言うまでもなく中世惣村研究史上で最も代表的な史料群であり、その研究成果が一九五〇年代以降に多数発表されている。莊園史研究や、いわゆる「自力の村」論、中世地域社会論においても、菅浦文書は盛んに参照・引用されてきた。しかし、菅浦文書 자체についての新たな研究は、近年は減少しつつある。このことは、現

在までにまとまって活字化された唯一の菅浦文書史料集である滋賀大学日本経済文化研究所史料館編纂『菅浦文書』（上巻一九六〇年、下巻一九六七年。以下『菅浦文書』と略）に、史料読解や人物・花押比定の誤りなどがあり、研究上での支障が生じてることも関連するだろう。本研究は、菅浦文書全点を再調査することを通じて、菅浦文書をめぐる研究環境を改善し、その研究の促進を図ろうとするものである。そして、最終的には新たな『菅浦文書集成（仮題）』を刊行することを目指している（ただし、本研究はそのための基礎作業という位置づけであり、刊行に至るまでにはさらなる時間と作業が必要となる）。

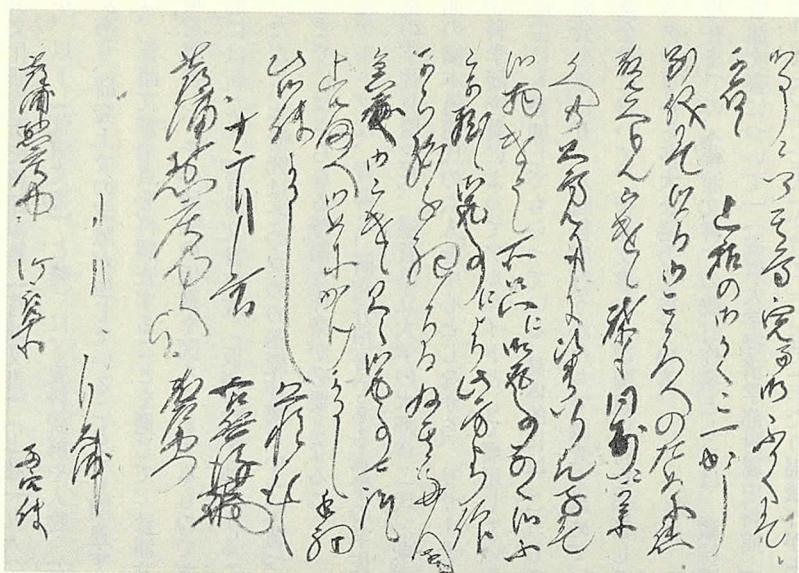
共同研究グループは、青柳と、研究分担者である本学の宇佐美英機氏、同教育学部の宇佐見隆之氏、滋賀県立大学の水野章二氏・東幸代氏、琵琶湖博物館の橋本道範氏の六人を中心しながら、リサーチ・アシスタントおよび科学研究費によつてアルバイトとして雇用している若手研究者・大学院生にも参加してもらっている。具体的には、こうしたメンバーによる研究会を年に五～六回程度行うかたちで調査を進めている。また、調査と作業全般において、菅浦文書および関連史料を保管している附属史料館のスタッフから多大な協力を得ている。

なお、現在までの『菅浦文書』の改訂作業としては、蔵持重裕氏による「中世菅浦文書について」（滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』に、一九九五～二〇一二年にかけて一〇回にわたり掲載）がある。また、田中克行氏が菅浦文書に関する詳細かつ包括的な研究を行つており、その遺稿が『中世の惣村と文書』（山川出版社、一九九八）として刊行されている。本研究でも、これらをはじめとする幾多もの先駆による研究成果を大いに参考としている。

本稿では、現在進めている菅浦文書の再調査のあり様と、あわせて菅浦に關わる近世史料の調査によつて得られた知見の一部について、中間報告を兼ねて公表することにしたい。



画像一①



画像一②

一 菅浦文書の再調査作業について

①誤字の訂正

共同研究では、『菅浦文書』に掲載されている史料翻刻文と、菅浦文書の原本（実際には原本保護のため、デジタル撮影した画像を使用）を照合して、誤字・脱字の有無などを点検しながら、史料一点ごとに翻刻文を修正する作業を進めている。

ここでは修正の例として、一七九番史料を取り上げることにしよう（前半と後半部分を画像一①②に分けて掲載）。『菅浦文書』ではこの史料に「菅浦庄定使藤左衛門・五郎兵衛書状」という史料名を付けて、以下のように翻刻している。

可有候、上様の御かくこ一かう別儀にて候間、御こころへのために、慇藤さへもん被遣候、我等も同前ニ可參候へ共、公方御用にひまいり候て、子にて候物遣申候所、只に御返事なく候、ふ審程候、御返事により此方より仰可被（可被仰）、聊子細候間、為其両人を急度御上遣候、早々御返事可給候、上さまへ御めにかけ可申候、委細此御使可申候、恐惶謹言、

十二月六日

五郎兵衛（花押）

藤左衛門

菅浦惣庄中へ

参

（宛書）

菅浦惣庄中

御宿所

自大浦
両定使

（宛書）

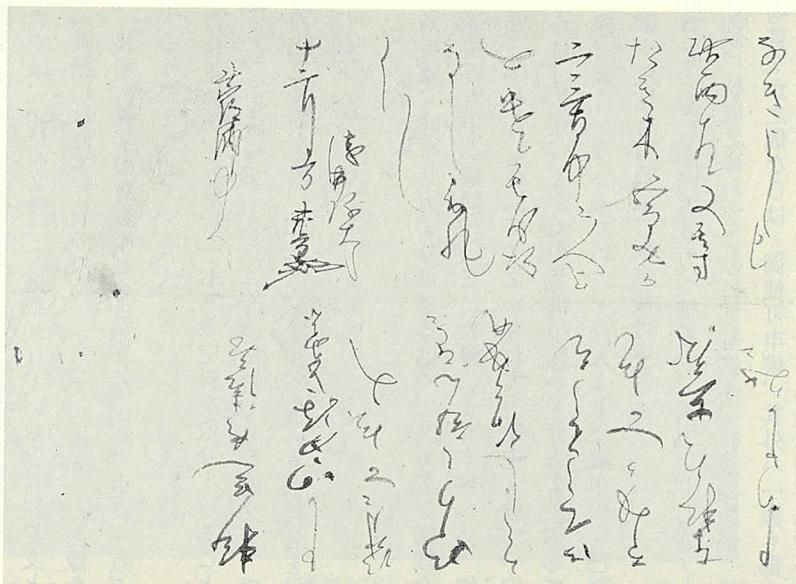
○五郎兵衛次久ハ文書二〇六二見エル「仲間五郎兵衛」ナラン、

研究会では原本照合の結果、下記の点を修正すべきと判断した。
・差出の兩人は菅浦庄の定使ではないので、史料名の「菅浦庄」は取る。

御うら見有間敷候、猶御使可申候、

一昨日者、藤右衛門方其方へ被參候、其方よりしかくと御返事可く候、秋成之事ハすこしにても候へ、れ遣間敷候、然共五百文か毫貫文か之儀ならは、御使可申候、其外ハ一錢も御ふち有間敷候、又年貢之事ハ引物ともに參石はかり之分涯分可申候、其外ハ一りうも引間敷候、其御心得なされ候て、早々御返事まち可申候、まへくのことくに、其方も御申候ハ、其方定而御ふかくにて

- ・本文一行目「藤右衛門」→「藤左衛門」へ修正。
- ・一〇二行目「御返事可く」→「御返事なく」へ修正。
- ・二行目「れ遣間敷候」→「被遣間敷候」へ修正。
- ・六行目「御申候ハ、其方」→「御申候ハ、其方」へ修正。
- ・七行目「上様」の上に、原本通りに一字分の闕字を挿入する。
- ・同「こころへ」→「こゝろへ」へ修正。
- ・九行目「候物遣」の脇に「(ママ)」と入れる。



画像二①

・同「ふ審」→「不審」へ修正。「審」とする。

・一行目「仰可被(可被仰)、聊子細候間」→「仰可被給子細候間」へ修正し、その上で行脇の「(可被仰)」を削除する。

・一二三行目「急度御上遣候」→「急度御被遣候」へ修正。

・脇付の「参」→「まいる」へ修正。

・尚書一行目の「談」は、「聽」(カ)とする。

・注記「○五郎兵衛次久ハ」の一文を削除する。

②人物比定と花押

『菅浦文書』では二九九番史料（画像二①）に「浅井井伴書状（折紙）」という史料名を付けているが、その翻刻文は以下の通りである。

料足共請取申候、仍ふねをまし次第二可給候、又明日之ひんき二くらし何と成共、御てうはう候て百文か可給候、奉頼存候、先度より申候処ニ、なきよし申候、無面存候、又其方たき木五百文か二三ち中二人を可遣候、其心得なしられ候へく候、

十二月一日

浅井弥太郎

井量（花押）

菅浦中へ

○井量ハ井伴ノ前名ナリ、

すなわち、実際には差出は「浅井弥太郎（原本には「弥太郎」とあり）井量」であるが、『菅浦文書』では何らかの理由に基づいて「井量ハ井伴ノ前名ナリ」と判断し、その上で史料名を「井伴書状」としたのであ

る。しかし、その理由は『菅浦文書』中に示されていない。

浅井井伴は浅井氏の一族で、長い期間にわたって菅浦の代官を務めた人物であり、菅浦文書にはしばしば登場する。浅井井伴の前名を井量とする点については、山本

大・小和田哲男編『戦国大名家臣団事典

西国編』（新人物往来社、一九八一年）の

浅井氏家臣の項（小和田氏執筆）でも同様

であるが、むしろこれは『菅浦文書』の注記に基づく記述と思われる。井量と井伴を

同一人物とするか、あるいは別人とするか

については、改めて菅浦文書の原本に照らして検討する必要があるのであり、その作業は双方の花押を比較することから始めるべきであろう。

以下に、この二九九番史料の浅井井量の

花押部分（画像二②）と、「（浅井木工助）井伴」が差出となっている二五三番史料

（年未詳）および二五七番（永禄十一年（一五六八））の花押の画像（画像三・四）を掲げる。

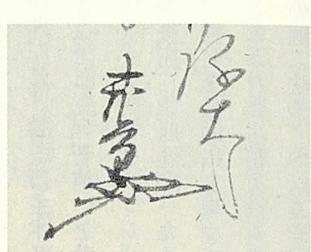
研究会で検討した結果、画像二②と三・四の間には共通する要素が見られるものの、現時点では同一人物の花押とする確証は得られないとして、ひとまず二九九番の史料名は差出部分の表記に従い、「浅井井量書



画像四



画像三



画像二②

状」と訂正することにした。一方で、先述の通り浅井井伴は菅浦文書中にはしばしば登場するので、それらすべての花押の形状について詳細に分析することが必要とも考えている。井伴花押の変遷過程を明らかにした上で、その中に井量花押を位置づけることができるならば、「井量」「井伴」説の再検討も可能となるだろう。

二 近世の「菅浦村」について—寛保三年争論史料を手がかりに

菅浦文書は中世惣村史料としてのイメージがあまりにも強いため、実際には「近世分」の文書一〇〇四点を含んでいることについては、学界でもあまり認識されていないよう思われる。さらに史料館で保管している菅浦共有文書大橋正男家伝來分三二点、同近現代分二一点、菅浦家文書（四八一点のうち近世分三四八点）や、先述の阿弥陀寺保管文書など、菅浦をめぐっては近世～近現代史料が豊富に存在している。

すなわち菅浦については、これら史料群を組み合わせて研究することを通じて、中世から近世、さらに現代に至るまでの長期にわたる歴史を一貫して明らかにできる可能性があるのである。菅浦の人々が伝えてきた史料群の貴重性を、改めて強調しておきたい。近現代の菅浦については、たとえば梅棹忠夫氏も、住民がヤンマーディーゼルの部品製作を生業として取り入れ、家庭で作業場を稼働させていることなどについて、「村人の生存戦略」という観点から関心を寄せていたようである（なお、文政四年（一八二二）に菅浦で生まれて後に京都へ出た梅棹儀助という人物が、梅棹忠夫氏の先祖である）。

ただし、近世以降の菅浦についての研究蓄積は現在まで多くはなく、これらの課題と言えそうである。この点について、史料館では『研究紀要』四七号（二〇一四年）に「菅浦家文書目録」を、本号に「菅浦共有文書目録（近世・近現代分）」を掲載するといったことなどを通じて、史料公開と研究環境の整備に力を入れている。

近世に入ると菅浦は「菅浦村」となり、膳所藩領に編入される。菅浦村は近世を通じて高四七三石、家数は一一〇軒程度の規模で推移するようである。寛保三年（一七四三）には菅浦村の村方一同と、藩の代官を務める島津新次郎との間で争論が発生しているが、この争論については原田敏丸氏⁽²⁾と岸妙子氏⁽³⁾による研究がある（筆者もこの争論の関係史料を翻刻し、『研究紀要』四六号⁽⁴⁾に掲載した）。本稿では、原田氏・岸氏の研究を参考としつつ、この争論の過程から窺われる一八世紀中期頃の菅浦村の村内状況とその特徴について、若干の考察を行うことにする（以下の本争論に関する史料の引用は、菅浦家文書八五、一四〇、二九五や、菅浦共有文書（近世分）中の争論関係史料などによる）。

まず、争論の一方の当事者である島津新次郎について説明しておこう。島津家は中世には東村の乙名層であり、近世の当主は新次郎・新次郎大夫などと名乗った。文化六年（一八〇九）に、膳所藩主本多下野守に薩摩藩島津家から輿入れがあつたことを受けて、「菅浦」と改姓している。

膳所藩の代官について、『新修大津市史 近世後期 第四卷』（一九八一年）では「郷代官は、いわば郷士的な身分で、姓名を公的に名乗つておる（中略）領内農村に居住して百姓を営み、そのかたわら郡方役所の指揮のもとに、管轄農村の民政（郡方役所からの触（法令）の伝達や、年

貢収納の準備など。筆者注）にたずさわっていたようである」と説明している。島津新次郎はこうした郷代官の一人であり、他の代官は数村を担当することが多いのに対し、彼は基本的に菅浦村一村を担当していた。

寛保三年の菅浦村における争論の発端は、元文三年（一七三八）にさかのぼる。この年六月の大霖により、菅浦村にとつて中世以来の重要な耕地である日差・諸川で土砂が湖へ崩れ出し、そのため磯辺には置洲が出現していた。一方、この大雨によつて自ら所持する田地に被害が生じた島津新次郎は置洲に目を付け、この場所は「ぬしなし（主無し）」の地であるとして、新田を開拓することを藩に願い出ている。藩の許可を得た島津新次郎はここに新田を開いたが、その後諸川の新田は流失してしまい、日差の方では少々残つたようである。寛保元年（一七四二）の秋に藩が新田の検分を行い、年貢米を五升と定めたので、同三年にかけて島津新次郎から藩に上納していた。

菅浦村では毎年六月に庄屋と肝煎が立ち会つて、「去年之御年貢并村方諸入用等算用仕」つていた。寛保三年になつて、島津新次郎は一昨年と昨年分の年貢算用目録を村方へ提出するのであるが、村方は目録中に「私（新次郎）請所御米極本口五升壱合五勺、新次郎立」と、新次郎の個人請けの新田として記載されている点にクレームをついている。ここから、島津新次郎と村方との間に対立が生じ、争論へと至るのである。

この点について、村方の主張を確認しておこう。争論の過程で、村方は藩に対して「湖水竿立限りハ磯際ニ有之古田畠之御棹先ニ而、是迄面々持分支配仕来候」と説明している。すなわち、「湖水竿立限り」は

のであつて、今回の置洲もそつした場所にあるとするのである。村方にとつて置洲は「主無し」の土地などではなく、そこに島津新次郎が個人名義で新田を開くことは許容できることではなかつた。なお、ここで言う竿の長さは六尺（一間）である。

島津新次郎による藩への訴えによれば、争論発生後の菅浦村では以下のような衝突が起きていた。まず、彼は村内で「酒商売」を行つていたのであるが、村の反対派は酒の不買運動を展開して対抗の姿勢を示した。また島津新次郎は「他村より銀米借り請來、村之者ニ取替賄賂ヒ（まかない）致遣シ」でもいたが、これについても「村中之貸借り利なしニ取遣り仕候様ニ」という村法を立てられて妨害されたとしている（すなわち、この頃の菅浦村では代官が酒屋や金融を兼業していたことになる）。

さらに島津新次郎は、「当村之儀ハ庄屋・肝煎之外ニ往古より忠老役与申者廿人有之（中略）当六月頭取之者共村中相催し古格を破り、忠老共退役致させ村方混乱仕」とも訴えている。つまり、菅浦村には古くから二〇人の「忠老」があり、庄屋・肝煎と共に村政に携わっていたが、近年は「頭取」の連中がこれを脅かして退役させるといった行為に及んでゐるのであって、今回自分に反抗しているのも主としてこうした連中であるとしている。

しかし、藩からこの点を問いただされた村方は、「忠老之儀、古ハ武拾人有之、中古ハ拾人減、壹年替りニ仕候へ共、段々困窮故勘略之為、今年より三人ニ致シ村之取メ仕候」——確かに昔は二〇人の忠老がいたが、後に一人となつており、さらに今年からは困窮のため三人（東西三人ずつで計六人の意か）にしたのだと反論している。

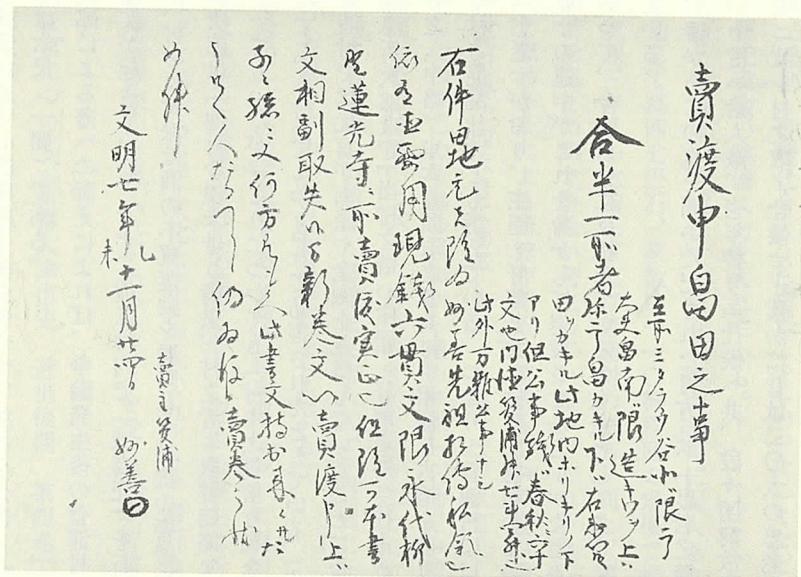
ところで、先述した「湖水竿立限り」は磯際の百姓の持分とする村方

の主張であるが、その証拠として村方は「天正年中・慶長年中以來壳券状ニ書記有之旨申之、古証文數多」と、「湖水竿立限り」という文言のある天正・慶長期以来の土地売買証文を藩に多数提出したようである。しかし、これがかえつて村方にとつては藪蛇となる。

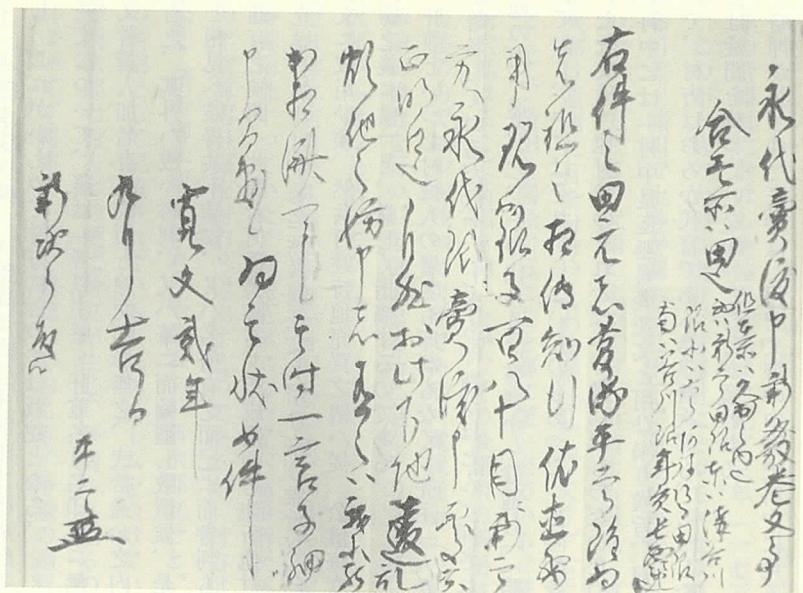
これら証文について、藩は「皆以庄屋・肝煎名目名印共ニ無之、或ハ壳主一名又者請人加名有之候而も惣而印形無之、式拾通余之内ニ漸壻通而已印形有之、其外ハ或ハ書判、又ハ筆ニ而輪廻し致置候、是ハ畢竟書判之代りと相見へ候得共不慥候、又ハ名前有之而已ニ而書判も輪廻し茂無之物數通有之候間、此類者何程墨跡古ク相成候而も他所他村にてハ証文ニ難相立候、然共村中是迄無異儀証文と用ひ來り候旨双方申之候故、任其旨証文ニ取用ひ候、然共百姓持地売買之儀ハ從 公儀毎度御触等茂有之、大切之義ニ候」と、厳しく指摘するのである。

庄屋・肝煎といった村役人の署名も印判もなく、壳主一人か、せいぜい請人が署名しているだけで、しかも印判がほとんど押されていない（二〇余通の内一通のみ）。その代わりに書判か「輪廻し」（略押）かが据えられており、中にはそれらしいものもあつた。当時の菅浦村で通用していた証文は、他村でのそれとはかけ離れたものだつたのである。しかも史料中には「村中是迄無異儀証文と用ひ來り候旨、双方申之候」とあるので、村方はおろか代官である島津新次郎も、こうした証文の様式自体には疑問を持つていなかつたことが窺われる。

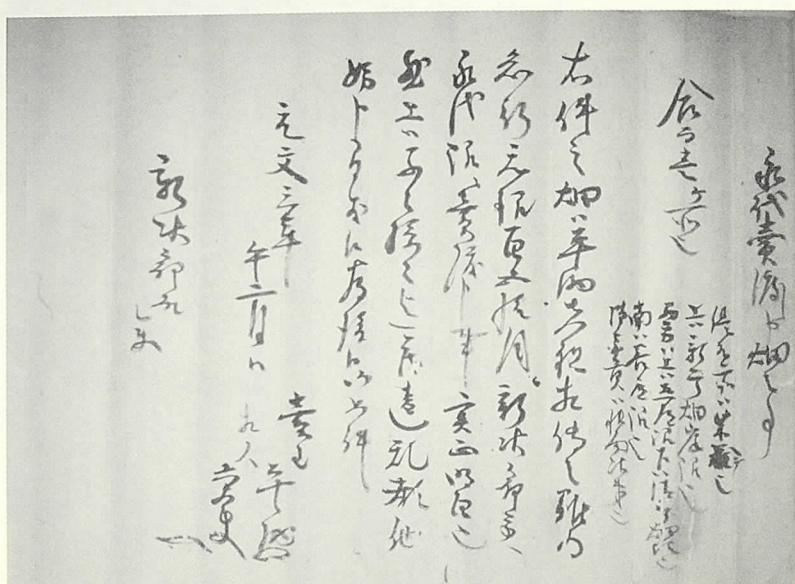
花押や略押が記された売券は、菅浦文書の中世史料中に見ることができるが、菅浦村ではそれとほぼ同じ様式の証文を一八世紀半ばになつて作成し続けていたことになる。ここで、菅浦文書（中世分）中の文明七年（一四七五）の「妙善田地売券」（三〇五番、画像五）と、菅浦家



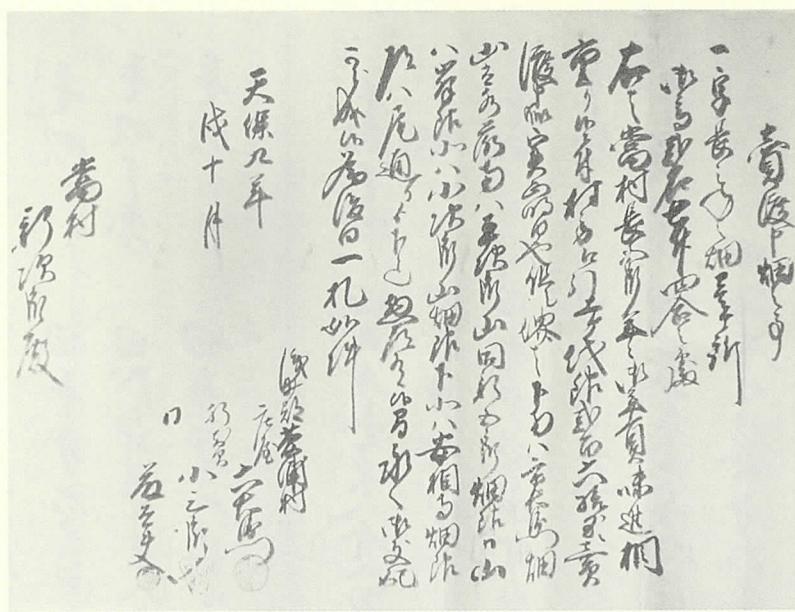
画像五



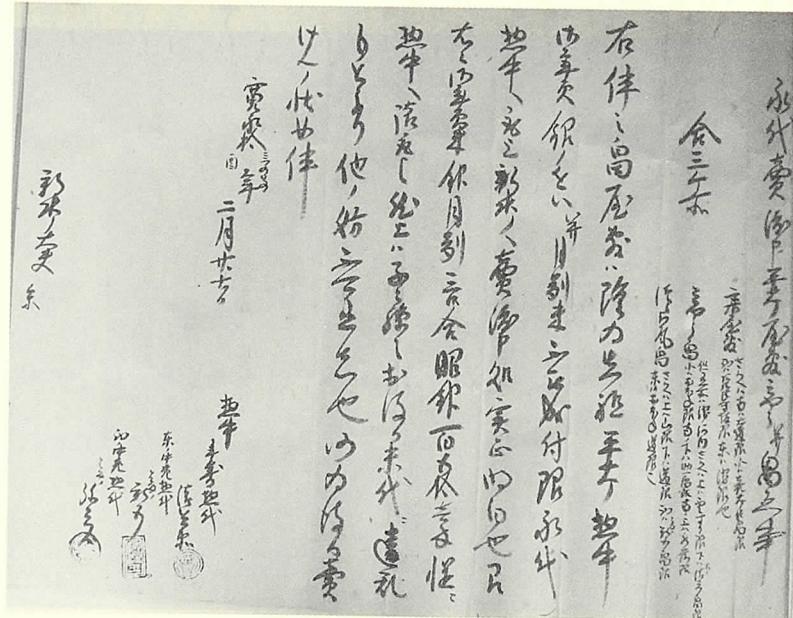
画像六



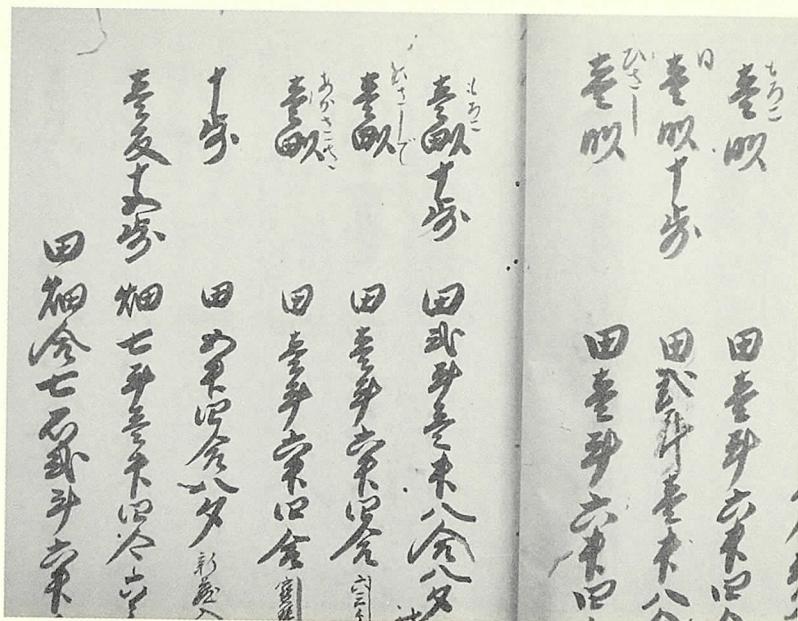
画像七



画像八



画像九



画像十

文書中の寛文二年（一六六二）の「永代売渡申永代新発卷文之事」（請求番号一九二、画像六）および元文三年の「永代売渡し申畠之事」（請求番号一二八、画像七）を比較してみよう。宛所の有無という大きな相違はあるものの、花押・略押の使用や村役人の署名がない点など、その類似性は明らかであろう。

寛保三年争論において藩側を驚かせた菅浦村の証文とは、まさしく画像六・七のような様式のものであつたと考えられる。

村役人の署名を欠く点について、神谷智氏は、菅浦や今堀といった惣村や神宮領の村落などでは「一六世紀中頃までは村落（村役人・番頭）による土地関与はみられない」としつつ、次第に村落は近世的な制度を整えながら関与を強めると論じている。⁽⁵⁾しかし、菅浦村では一六世紀中頃はおろか、一八世紀半ばにおいても村役人は保証人として証文中に登場せず、その限りでは、個人による土地売買への村落の関与は確立していないなかつたことになる。

菅浦村は、この争論の裁許にあたつて藩から「田畠屋鋪致売買候時者村之仕曲（仕癖）二不抱、売券状之文言等 公儀御大法之通ニ相認、売主・請人致印形、庄屋・肝煎加印を以証文と相定、可致売買候」との指導を受けている。しかしこの後も、たとえば菅浦家文書中の延享期の証文にあつて、相変わらず花押や略押を使用している例が見られるので、寛保三年争論は菅浦村に近世的な土地売買証文の様式が導入される決定的な契機にはならなかつたとも考えられる。

菅浦家文書中には延享期以降の土地売買証文がほとんど存在せず、証文の様式の変遷をこれ以上追うことは難しいが、天保九年（一八三八）の「売渡申畠之事」（請求番号二三五）では村役人が署名した上で印判

を押している（画像八）。菅浦家文書の中では、個人による土地売買証文に村役人署名と印判があるのは、これが唯一の例である（ただし例外として、寛永十年（一六三三）に惣中が新次郎大夫へ差し出した証文（請求番号一九〇）では、惣中年寄惣代・東ノ中老惣代・西ノ中老惣代が印判を押している。画像九）。

詳細な検討は後日を期したいが、こうした近世の文書様式の中にも、中世以来の菅浦の「伝統」が強固に受け継がれる様子を見出すことができるのではなかろうか。

おわりに考えて——「日差・諸川」の読み方について

最後に、前節にも登場した「日差（日指）」および「諸川（諸河）」の地について、その読み方の問題に触れておきたい。中世の日差・諸川は、たとえば文安六年（一四四九）「菅浦惣庄合戦注記」の端裏書や、寛正四年（一四五三）「菅浦庄惣中畠代田免許状」などから、この頃には「ひさし」「もろかわ」と読んでいたことが確認できる。しかし、現在の菅浦における読み方は、太田浩司氏による聞き取り調査によれば「ひさし」「もろこ」とされる。⁽⁶⁾こうした読み方の変化は、いつ頃生じたのであるうか。

この点について、管見の限りでは菅浦共有文書（近世分）の明暦二年（一六五六）「内檢之写」（請求番号二〇三）の中に「もろこ」と記されている箇所があるので、既に諸川は「もろかわ」から「もろこ」に変化していたと考えられる。なお日差については、同史料中には「ひさし」と記す箇所が多いが、「ひさして」あるいは「こひさし」と記している

箇所もいくつか見られる。

「もろかわ」から「もろこ」へ変化する時期を特定するのは困難だが、

寛文三年争論の関連史料（請求番号二六）中にも「もろこ・日さしの磯辺の事に御座候哉」という一文が見られるので、「もろこ」という読み

は近世の早い時期には定着しているとは言い得るだろう。一方で日差

については、寛延三年（一七五〇）の「内檢之写」（請求番号二〇四）

にも「ひさし」「ひさしで」また「こびさし」がそれぞれ記されており（画像二〇）、これは文久四年（一八六四）「田畠名寄人別帳」（請求記号二一〇）といった幕末期の史料でも同様である。つまり、近世を通じて

「ひさし」「ひさしで」「こびさし」は別々の地名として併存したのであつて、これが「ひさしで」に統一されていくのだとしたら、その変化の時期は近世以降に求められることになる。

このように、菅浦の歴史については、日差・諸川の読み方といった基本的な部分についても、実は依然として未詳の部分が多いと言わざるを得ないのである。本共同研究を通じて、解明に寄与していきたいと考えている。

(4) 青柳周一「菅浦村の寛保三年争論関係史料」（滋賀大学経済学部附属史料館

『研究紀要』四六二〇一三年）。

(5) 神谷智「中近世移行期における土地売買と村落」（渡辺尚志編『新しい近世史 四 村落の変容と地域社会』新人物往来社、一九九六年。後に神谷『近世における百姓の土地所有―中世から近代への展開』校倉書房、二〇〇〇年所収）。

(6) 太田浩司「中世菅浦における村落領域構成―景観復元を通して―」（『史林』七〇一四、一九八七年）。長浜城歴史博物館編『菅浦文書が語る民衆の歴史―日本中世の村落社会』（サンライズ出版、二〇一四年）に掲載されている「菅浦・大浦鳥瞰図」においても、「日指（ひさしで）」「諸河（もろこ）」と記されている。

※本稿は、筆者が二〇一四年一月二九日に滋賀県長浜市にて行つた特別講座「菅浦文書研究の到達点」（長浜城歴史博物館での企画展「日本中世の村落社会（菅浦文書が語る民衆の歴史）」の関連講座）の内容に基づいて、大幅に改訂した上で文章化したものである。

※本稿は、平成二六年度科学芸術研究費助成事業（基盤B・一般）「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究―中・近世村落像の再検討」（研究代表者・青柳周一）による成果の一部である。

注

(1) 篠原徹「日本探検「近江菅浦」がめざしたもの」（KAWADE夢ムック 文藝別冊 梅棹忠夫 地球時代の知の巨人）河出書房新社、二〇一一年）。

(2) 原田敏丸「村落自治の伝統とその変質―近江国浅井郡菅浦を中心として―」（宮本又次編『藩社会の研究』ミネルヴァ書房、一九六〇年。後に原田『近世村落の経済と社会』山川出版社、一九八三年に所収）。

(3) 岸妙子「近世菅浦村における地先支配―寛保三年地先争論を中心に―」（『史窓』六一、二〇〇四年）。